

スマートフォン決済アプリに係る特記仕様書

守口市（以下「甲」という。）と収納代行業者（以下「乙」という。）は、守口市市税等コンビニ収納業務委託に係る仕様書（以下「原仕様書」という。）に記載する「スマートフォン決済アプリに係る特記仕様書」について、次のとおり定める。

1 目的

本特記仕様書は、ビリングシステム株式会社（以下「P a y B 提供会社」という。）が乙を通じて提供するスマートフォン決済アプリ（以下「P a y B」という。）、PayPay 株式会社（以下「PayPay 提供会社」という。）が乙を通じて提供するスマートフォン決済アプリ（以下「PayPay」という。）及び乙を通じて提供される FamiPay、auPAY を含むその他のスマートフォン決済アプリ（以下「その他のスマートフォン決済アプリ」という。）を甲の収納業務に利用する場合に適用されるものとし、その利用のための手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 収納方法

- (1) 原仕様書に記載する「コンビニ本部」に、「P a y B 提供会社」を含めるものとする。ただし、P a y B 提供会社が行うことができる収納方法は、P a y B を利用する方法のみとする。
- (2) 原仕様書に記載する「コンビニ本部」に、「PayPay 提供会社」を含めるものとする。ただし、PayPay 提供会社が行うことができる収納方法は、PayPay を利用する方法のみとする。
- (3) 原仕様書に記載する「コンビニ本部」に、その他のスマートフォン決済アプリを提供する会社（以下「その他のスマートフォン決済アプリ提供会社」という。）を含めるものとする。

3 支払完了の通知

- (1) ア P a y B では個人のスマートフォンを利用した収納となるため、納付の意思を示した者（以下「納付者」という。）が P a y B を利用して支払手続をした場合は、P a y B 提供会社による納税通知書等への領収印押印並びに納付書及び領収済通知書の保管業務は発生せず、納付者に向けた支払完了通知メールの送信をもって領収通知とする。

イ 前項に従い、P a y B による収納では原仕様書に定める規定の内、以下項目については適用しないものとする。

「守口市市税等コンビニ収納業務委託に係る仕様書」4(10)オ

- (2) ア PayPay では個人のスマートフォンを利用した収納となるため、納付者が

PayPayを利用して支払手続をした場合は、PayPay提供会社による納税通知書等への領収印押印並びに納付書及び領収済通知書の保管業務は発生せず、納付者に向けた支払完了通知メールの送信をもって領収通知とする。

イ 前項に従い、PayPayによる収納では原仕様書に定める規定の内、以下項目については適用しないものとする。

「守口市市税等コンビニ収納業務委託に係る仕様書」 4 (10) オ

(3) ア その他のスマートフォン決済アプリでは個人のスマートフォンを利用した収納となるため、納付者がその他のスマートフォン決済アプリを利用して支払手続をした場合は、その他のスマートフォン決済アプリ提供会社による納税通知書等への領収印押印並びに納付書及び領収済通知書の保管業務は発生せず、納付者に向けた支払完了通知メールの送信をもって領収通知とする。

イ 前項に従い、その他のスマートフォン決済アプリによる収納では原仕様書に定める規定の内、以下項目については適用しないものとする。

「守口市市税等コンビニ収納業務委託に係る仕様書」 4 (10) オ

4 商標の使用

(1) ア 甲は、納付者に公金の支払又は支払の方法を示す目的に限り、払込票及び広報用媒体その他必要な書類に P a y B 提供会社が指定する P a y B に関する商標を使用することができる。

イ 乙又は P a y B 提供会社は、甲による P a y B に関する商標の使用が不適切と判断した場合は、甲に対してその改善を求めることができる。この場合において、甲は乙又は P a y B 提供会社の指示に従わなければならない。

(2) ア 甲は、納付者に公金の支払又は支払の方法を示す目的に限り、払込票及び広報用媒体その他必要な書類に PayPay 提供会社が指定する PayPay に関する商標を使用することができる。

イ 乙又は PayPay 提供会社は、甲による PayPay に関する商標の使用が不適切と判断した場合は、甲に対してその改善を求めることができる。この場合において、甲は乙又は PayPay 提供会社の指示に従わなければならない。

(3) ア 甲は、納付者に公金の支払又は支払の方法を示す目的に限り、払込票及び広報用媒体その他必要な書類にその他のスマートフォン決済アプリ提供会社が指定するその他のスマートフォン決済アプリに関する商標を使用することができる。

イ 乙又はその他のスマートフォン決済アプリ提供会社は、甲によるその他のスマートフォン決済アプリに関する商標の使用が不適切と判断した場合は、甲に対してその改善を求めることができる。この場合において、甲は乙又はその他のスマートフォン決済アプリ提供会社の指示に従わなければならない。

5 スマートフォン決済アプリの提供停止

乙は、不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策その他のP a y B、PayPay及びその他のスマートフォン決済アプリの円滑な稼働を確保するため、やむを得ないと認める場合には、事前に甲に通知した上で、P a y B、PayPay 及びその他のスマートフォン決済アプリの提供を停止することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、事前の通知を要さず、事後速やかに甲に通知するものとする。

6 利用情報の調査依頼

甲は、納付者のP a y B、PayPay 及びその他のスマートフォン決済アプリ利用情報に関し、乙に調査を依頼する場合においては、次の各号に掲げる事項を乙に通知しなければならない。

- (1) 手続完了日
- (2) 支払金額
- (3) バーコード情報